

第8回入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

- (1) 日 時 平成20年2月12日(火) 午後1時30分から午後5時00分まで
- (2) 場 所 県庁西庁舎12階 講堂
- (3) 出席者
 - ア 委 員
清水修二(委員長) 安齋勇雄 岩渕敬 江川和弥 小川静子 杉山元治 常松明男
羽田則男 松野義廣 森岡幸江
 - イ 県 側
総務部長 総務部政策監 企画技術総括参事 入札改革参事 農林技術管理参事
入札改革主幹 入札改革主幹 教育庁総務企画主幹 警察本部会計課主幹
- (4) 次 第
 - ア 開会
 - イ 議事
 - (ア) 審議事項
 - a 総合評価方式の試行について
 - b 低入札価格調査制度の見直しについて
 - c 予定価格の事後公表の試行について
 - d 指名競争入札の試行について
 - (イ) 報告事項
 - a 宮城県における施工体制事前提出方式の実施状況について
 - b 応札者がなかった入札案件について
 - c 県内建設事業者の倒産状況について
 - d 電子入札について
 - (ウ) 各委員の意見交換
 - (エ) その他
 - ウ 閉会

2 発言内容

【入札改革主幹】

定刻でございますので、ただいまから第8回福島県入札制度等監視委員会を開会いたします。議事につきましては、清水委員長よろしくお願ひいたします。

【清水委員長】

皆さん御苦労様でございます。

今日は審議事項4件、報告事項が4件ございます。進行につき御協力をお願いします。

審議の前に、議事の非公開に関しまして提案をさせていただきたいんですが、審議事項の2番目「低入札価格調査制度の見直しについて」に関しましては、低入札調査価格が非公開となっておりまして、最低制限価格と同じように、この案件の審議については非公開としたいと思っておりますが、よろしうございますか。

(異議なし)

それでは、その他の議題については公開でやります。それから議事の順序ですけれども、まず最初に報告事項4件を順々に片付けていきます。そのあとで、審議事項の1番目「総合評価方式の試行について」をやらせていただいて、そのあと非公開で2番目の議題を扱わせていただくと。その後、若干の休憩を入れまして、残りの2件の審議事項のウとエを審議したいと思います。よろしうございますか。

(異議なし)

それでは、早速始めたいと思います。報告事項の1番目「宮城県における施工体制事前提出方式の実施状況について」の御説明をお願いします。

【入札改革参事】

(資料5により説明)

【清水委員長】

いかがでございますか。何か質問があれば。

(特になし)

では2番目、「応札者がなかった入札案件について」の御説明をお願いします。

【入札改革参事】

(資料6により説明)

【清水委員長】

表を拝見しますと、再公告でも依然として応札者なしというケースがありますね。結局最終的に年度内には工事そのものが行われなかつたということですね。

【入札改革参事】

右端に「次年度発注」と書いてあるものがそういうものです。

【清水委員長】

それで質問と言いますか、コメントを申し上げたいと思うんですけれども、2ページの応札しなかつた理由について、6点挙がっておりますが、第1点は別として、そのほかの工事があつて技術者が配置できないとか、その他の理由は要するに工事がない状態ではなくて、ほかの工事があつて手が回らないという、入札制度とは別のところで生じている理由かなと思ってます。それから、最初の採算が取れないということなんですけれども、カッコの中には小規模工事であるとか、現場条件が悪いだとか書いてありますが、これも特に入札制度に関わる理由ではないわけです。ただあり得るのは、この採算が取れないということの中に入札制度改革で一般競争入札になったことによって落札率が下がっている。だから、取れるとしても相当低くならざるを得ないので止めておこうという、二の足を踏んだという、そういうことは理論的には考えられるとは思うんですけども、もっと単純な理由が考えられると思うんです。つまり予定価格が低すぎるということ。もしも言われているように業界が非常に苦しいと。工事がのどから手が出るほどほしいという状況であれば、とりあえず応札するということは、普通だと考えられるわけです。しかも応札者が減っているという事態は、業者の方は知っていると思いますので、確率的には取りやすくなっているということは逆に言えるわけです。それにも関わらず、応札者が0という事態は、やはり予定価格そのものに問題があるのではないかとは考えられないんでしょうか。それとの関わりで、応札者がいなかつた場合の対応方法として、同じ工事を同じ仕様で今度は価格を上げて出すということは難しいと思いますけれども、何らか価格面での配慮というか、工夫というか、そういうものがあり得ないものなのかなどうか。あるいは翌年度に工事そのものを回した時に、予定価格そのものを見直すという手立てはあり得ないものなのかなどうか。その辺はどういうお考えで、またどのようにしていらっしゃるのか、そこを聞きたいんですけど。

【入札改革参事】

まず、予定価格につきましては、監視委員会でも何度か御説明申し上げているところですが、国及び各県共通なルールに従つて積算・設計しているわけでございまして、しかも単価については、国及び各県共通のルールで市場調査に基づいて決めておるということで、今の制度上低すぎるということは言えないのかなと考えてございます。少額な工事の場合には、特に競争が激しくなつて低い価格でないと取れないとなりますと、少額な工事ということで、受注したとしても利幅が出ないので手は挙げないというのが一番の理由です。

【清水委員長】

再公告しても0とか1者とか、そういうケースがいくつもあるわけでしょ。1回やってみて応札者がないということが分かるわけです。その上でもう一度という時にも手を挙げないわけですよ。これは競争が激しいから価格が下がる。だから取ってもしようがないからあきらめるというのとは違うんじゃないですか。そうは考えられませんか。業界の方からは予定価格そのものの非妥当性というか、つまり労務単価がドンドン切り下げられていて実態に合っていないという批判が具体的に挙がつてきているわけです。これについて当局は、いやそんなことはないとあくまでもおっしゃるわけですね。それならそれでいいんです。それは業界の指摘の方が間違つてるとおっしゃるんであればそれはそれで私は良いと思うんですけど。そういうことなんですね。

【入札改革参事】

今の制度においては。

【清水委員長】

要するに国のルールに沿ってやっているという限りにおいては、ちゃんとやっていると。もしそれが不当に低いとすれば、それは国の基準そのものが低いということになりますね。

【小川委員】

国の方でも毎月のようにいろんな単価を改正したものを発表しているんですけども、そういうものもちろん参考になさっていると思うんですけども、そういうところで出しているデータと実際の実勢価格というもののズレがあると思うんです。それがどうしてもズレときちゃうので、予定価格が低いという現状になってしまふのかなと思われます。私あと問題なのは工期内に完成できないというのは、応札者がいないというのが10月から増えているということは、発注時期に問題があるんではないかと思います。地域でどうなのかわかりませんが、例えば雪が多い地域とかで10月くらいに発注して3月くらいに工期が終わるように工期が長く設定してあると前回の時もおっしゃいましたけれど、工期が長くなればなるほどこの2番目のように配置技術者がそこにいなくてはならないということになって、ほかの工事を受けられなくなってしまうという業者としても非常に苦しい部分が出てくるので、応札したいけれど応札できないという状況ではないかと思います。本当にみんな喉から手が出るほど仕事がほしいのだけれども、そういういろんな状況で参加できないというのが現実ではないのかなと私は思うんです。この発注時期というものを、前から言われていることですけれども、もうちょっと時期を前の方に直すことはできないのかと思います。それから宮城県でオープンブックが実施になってますけれども、この3番目に作業員又は下請業者の手配ができないとありますけれども、オープンブックを実施しますと、確かにそこに下請の業者さんとかを、全部こういう業者さんを使ってこういう金額でやるというのをつけて出すようになると思うんですけれども、そうするとオープンブックにそう書いたものが実際の時にはそういかなくなるというのが建設業界の実態なので、なかなかそうすると、オープンブックを実施すると、理想論としてはすばらしいんですけども、ますます応札者が少なくなってしまうということも懸念されるんじゃないかなと思うので、その辺のところで改善できるところから、工事発注時期を全体的に見直すということを今後検討していただければと思います。

【清水委員長】

工事の時期についてはどうなんでしょうね。いかがですか。

【企画技術総括参事】

工期については、できることはやっております。やっておりますというのは、皆さん御承知のとおり、今、国で来年度の予算を決めるという手続をやっております。私どもも2月の議会で来年度の予算を決めるという手続に入ります。現実的には県の場合は、年度内に来年度の予算は決まります。国の方は現実的には4月まで入って決められるということになりますから、私どもが例えば補助金等で自由に使えるようになるのは5月以降というのが国との関連でそういう時間のズレが出てきます。基本的には予算は単年度で処理しようという原則がありますから、例外的には繰り越しとか債務負担とかありますが、それは十分使ってますし、ですから工期については必要なものは取っていこうということで進めてます。それから、今ここに例えば、応札者なしで並んでいるものについても、年度を跨いだ工期はしっかり取ってあります。取っても現実的にはいろいろなことを考えると応札しない方が良いんだということで多分応札しないという結果なんだと思うんです。それはここに理由が書かれていますけれども、これらの理由も当然にあるわけですが、相互に1つ1つの理由だけでやらないということではなくて、今抱えている技術者をこの工事に充てるよりは、次の年度当初に大型のものが出てくることが予想されれば、それのことを考えれば苦しくともそちらの方を取った方がトータルでは良いのかなということも現実的には配慮されるんだと思います。ですから、採算が取れないというのは、例えば小規模工事等条件が悪いというのはありますが、採算が取れないということではなくて、利益率を考えた時に、条件によってはリスク無しで利益を上げられるものもあれば、天候等でリスクがあつてそういうものも考えると歩が悪いということを総合的に考えているのかなと思います。工期についても、工期内に完成できないということが書かれておりますが、このこと自体は具体的にわかりませんが、工期自体は十分に必要な工期は取ってますので、現実的には契約する工期のことだけを

言っているわけではないんだと思いますけれども、そのくらいしかこの表現からは類推できません。

【清水委員長】

いずれにしても応札者が減る、あるいは0というようなケースというのが、どれくらい入札制度と関わっているかというのは慎重に見ていかないと私は思います。いろんな要素が絡んでいると思ってまして、予定価格の妥当性を初めとして見ていかなければならないと私は思っています。

【企画技術総括参事】

今委員長言われたように、いろんなものが折り重なって総合的に判断された結果が表れているというのは間違いないと思います。その中で多分大きく響いているのは入札制度という中で、競争性を求めるという行為は、条件付一般競争入札という行為の中で非常に効果を上げていると思いますが、現実的に条件付一般競争入札という行為がなされている時に、業者さんが考える考え方の中では、例えば我々条件付という条件はランクというひとつのものさしで宿命的に入らざるを得ない。そうすると、前にも一度述べましたけれど、ランクという括りの中では、非常に多くの方たちがそこに入ってくる可能性がある。その中には、下請だけを専門にやってきた会社だとか、以前であれば公共工事というものに関わらず、民間工事なんかを専門にやってきた人たちなんかも入ってくる実態があります。そういう中では、公共工事というのは品質とか、施工途中の安全とか、技術レベルも高いものを求めてます。それから技術者の専任制も求めてます。ということになると、長い年月を掛けてそういう技術とか安全とかのノウハウを蓄えておくという会社は努力が必要だと思います。そうなった時に、残念ながら条件付一般競争入札という競争性が非常に発揮されるものがセットされた時に、自分たちが努力して技術者を抱えているだとか勉強をさせてているということに対する何らかの評価がしっかりとないと、ある意味では下請だけをやってきて管理なんかをやったことがない、管理経費をあまり掛けないなど、技術者の教育に差はあるんだだと思いますが、そういう人たちと同じ競争をするという中では、経費の面だとかいろんな面で違うのではないかという声がいろんな方法で出てきているのかなと思います。

【清水委員長】

その評価を制度的にどういう形で入れるかということが、入札制度改革の課題だと思います。競争が激化すると予想し、現にそうなっていると思いますけれども、表面的には応札0とか、逆に競争が段々行われなくなっていく、つまり競争の土俵に載らなくなってしまったということであるとすれば、これはまた考えなければならない。その状況判断は私は慎重に見極めなければならないと思っているんです。

ほかに何かないですか。

【松野委員】

この表の基本的な見方を教えていただきたいんですが、現在の状況ということで、「発注予定」と「次年度発注」と書かれているんですが、「発注予定」というのは今年度に必ず発注しますよということなんでしょうか。「次年度発注」というのは当然のことながら来年度発注しますよということなんでしょうか。あと、NO. 19なんですが、下の段はたぶん再公告の欄だと思うんですが、12月が「橋梁補修」の「鋼橋上部」となっていますが、1月に再公告した時は、「鋼橋上部」が「一般土木」と発注種別が変わっているんですが、これはどういう経緯があったのか。その辺の事情を教えていただきたい。

【入札改革参事】

NO. 19の「鋼橋上部」と「一般土木」については、工種を見直しまして、より幅の広い一般土木を工種にしたということでございます。あと一番最初の「発注予定」と「次年度発注」につきましては、委員のおっしゃるとおりでございます。

【松野委員】

くどいようで恐縮でございますが、NO. 3を御覧になっていただきたいんですが、これは8月に「機械製作」を「機械設備」で第1回目の発注をしておりまして、4番目から突然「水位計」ということで金額も半分以下になっているんですが、この経緯を教えていただきたいと思います。

【入札改革参事】

この8月の「機械製作」の時には「機械製作」と「水位計」ともう1つの3つをまとめまして

公告したわけなんですが、それを分割して12月に出したと。あと残り1つなんですが次年度発注ということで、工事の内容で分けたということです。

【松野委員】

2の理由で公告を見ていなかったなどと書いてあるわけなんですが、それで3の最後に、結局は応札がなかった場合、再公告の手続を取るという手続に落ち着くんだと思いますけれども、ただいまいろいろ御意見がありましたとおり、同じ再公告という形を取らざるを得なくなるんであれば、最初から公告を見ていなかったという業者をなくすべく、県御当局として、発注者側として業者の方々に第1回目の発注内容の浸透を図るための工夫とか努力をする余地があるのではないかと素人考えでは持つわけなんですが、その辺はいかがでございましょうか。

【入札改革参事】

現在発注見通しにつきましては、県の入札のホームページで随時掲載しております、業者にとっては常にそこを見ればわかるというのは、昨年4月以降、浸透、周知されておると考えております。

【清水委員長】

だから見ていないというのは、当面取る気はないと考えていいんじゃないんですか。無理矢理こちらからどうだどうだと声を掛ける必要はないと思いますけれども。

【松野委員】

今までどおり県御当局としては自然体でいかざるを得ないと。大体公告を見ていなかったというのは、業者側が努力不足であったと、情熱不足であったということになるのですか。

【清水委員長】

見る必要がなかったんじゃないですか。応札しなかった業者から聴いているので、最初から取るつもりもありませんでしたという答えが一番多くなるんじゃないですかね。そうじゃないのかな。

【松野委員】

取るつもりはなかったと理解して良いわけですか。

【清水委員長】

どういう聴き方をしているかですね。特定の工事についてどうしてないのかと聴いているのか、一般的に応札しない場合はどういう場合かと聴いているのかによって、答え方は変わってくると思います。特定の工事であれば、その公告は見てませんでしたということは十分にあり得ると思います。

【杉山委員】

小川委員が言ってましたけれど、発注時期が全国的に問題で、やたらと寒い時期にやるということで、例えば資材の手配ができないとか、雪とかで工期内にはできないとかかなり出てくる。採算が取れないとか、現場条件が悪いとか、今の公告を見ていなかったというのは私は理解できなくて、全然取る気がなかったとしても公告は見る。ですから、今インターネットで出すんだよということだけで良いのかということは考えていただきたいと思います。

【清水委員長】

では、この件このくらいにしましょう。

3つ目の「県内建設事業者の倒産状況について」というデータです。御説明をお願いします。

【入札改革参事】

(資料6により説明)

【清水委員長】

いかかでしょうか。皆さんの方からコメントなり質問なりありましたら。

【羽田委員】

私としても600数名の方が職を失うということは大変残念なわけでございますが、そこでお聞きしたいのは、資料がランクを含めてお詳しくやっているようなので、もう一步詳しい資料を作っていただけないかと。建設業界が厳しいのはわかりますけれども、それであれば、なぜ県のAランクはいくつ倒産しましたとか記載しているのか。資料としてはちょっと不足している部分があるのではないかと思いますので、3年くらいの県の工事の発注額というのをしっかり調べて出してほしいなと思います。

【常松委員】

今のことと関連いたしまして、青森県がその件に関しての調査をしておりまして、それを見てみますと、福島県は過去ピーク時におきまして約3900億近い公共事業費をもっておりました。平成10年前後だったと思います。ところが3900億近い公共事業費に比べまして来年度の事業費がわずかに千二、三百億円、ピーク時の3分の1にも満たないという非常に厳しい状況にあるようです。そういう点から考えますと、建設業者さんは厳しい状況にあるわけですが、1つにはやはり公共事業費の極めて過剰な減少ということです。それが第一義的にはあるだろうと思いますので、もちろん入札制度改革における入札率の低下というのもあるわけですが、総合的に考えた上で判断いただければと思います。

【小川委員】

今回、民事再生をした陰山組が受注した田村市の工事がストップしたというのが新聞に出ておりましたけれども、その他倒産した企業で福島県の工事を受注している途中で他の事業者が引き継いだとかの実例はあるんでしょうか。

【企画技術総括参事】

工事途中で完成までいかなかつたというのはあります。例えば、現場が途中のまま倒産ということになったものがありまして、現場の処理としては、出来上がったところまでのお金を検査をして支払って、残った工事については減額契約をして、それを別途発注手続を終えました。年度内に残った分は終わらすということで別の会社が取ってやっております。

【清水委員長】

それは入札をやり直したんですか。

【企画技術総括参事】

そのとおりです。新たに残った分を入札したということです。

【小川委員】

私自身なりに表を作ってみたんですけども、この倒産した企業の決算内容というのは、倒産しているわけですから、当然決算内容が良いわけではないんですけども、県の方で業者のランクを決める時に総合点数で決めていて、その中に加味されているものではあるんですが、Y評点というのがありますが、これが財務内容を点数化したものなんです。平均点が700点と想定されている内容です。その中でこの倒産した企業、中には経営事項審査を受けていないところや既に倒産していたのでデータがなくてわからなかったところもあるんですけども、わかったところだけを拾い上げてみても、700点には到底及ばない方々が大半で、中にはAランクになっていても100点台という企業があって、中には0点とか3点とかいう企業もあります。それで中には367点のところが去年の3月は145点まで落ち込んでいるというのもありますが、私がよくお客様に説明するのは、300点以下になつたら外部要因でちょっと危ないものが加わつたらいつ倒産してもおかしくない数字ですよという説明をさせていただいておりますけども、やっぱりこういった点数のところはほとんど赤字のところが多いので、そうなると税金も払っていない、払っていないくともAランクに挙がって県の仕事をもらって途中で結局できなくなる。できなくなるというのは、いろいろなところにまた影響が及びますので、そういったことも今後は入札制度を変えていく、業者の評価とか、参加する時の条件とか、そういうところで対象は考慮しないといけないのではないのかなと。技術と経営に優れた企業がと言つていながら、ちょっとそういう点が配慮されていないんじゃないかなという気がしたので、整理の上で作つてみました。

【清水委員長】

ランク付けの1つの基準としてですか。ランク付けというかな。どういうところでチェックしたら良いのですか。

【小川委員】

これから例えれば一般競争の参加条件の中で、県に出しているもののほかに毎年審査は受けていますので、これから入札ボンド制度が動けばそういった足切りはされるんですけども、相当直前のY評点が低い場合には、厳しいんですけども参加条件の中に入れるということも考えられると思います。

【清水委員長】

水に落ちた犬に石をぶつけるような感じもしないでもないですね。

【小川委員】

地元企業の育成という点からかわいそうな面もありますけれども。こういう風に公共工事が途中でストップしたりということが現実に起きているのであれば、考えざるを得ないのかなという感じがしました。

【清水委員長】

この資料は私が前回お願いしたものなんですけれども、この前申し上げましたように、工事そのものが、常松さんおっしゃったとおり激減しているわけですから、その中で業者が淘汰されるというのは、これは避けられないわけです。現状維持というのは不可能であるわけで、その時などという業者が廃業なり倒産なりして、どういう業者が生き残っていくのかということが、いわゆる業界再編成のポイントだと思うんです。そこでそのためこういうデータを用意して分析する必要があると思ってます。今小川さんがおっしゃったような事情であれば、要するに入札制度改革の影響でこういう倒産というものが生じているという側面がどの程度あるのか、入札に関わってはそこがポイントだと思っております。そこでちょっと質問なんですが、市部と町村部を所在地のところで見てみると、あらかた市部で、町村部に所在する企業は全体の51件のうち12件なんです。南会津のような農村部で零細なところが苦しくなって倒産するということでは必ずしもないという印象を受けます。当局としては、比較的実績のある大手なり中堅が苦しい状況になっているということをおそらくはおっしゃりたいんだと思うんですけども、その辺の評価はやや微妙だなという感じがします。先ほど羽田さんがおっしゃったように、もう少しこのデータについては詳細に調べた方が良いと思います。例えばこの中で従業員数がかなりある事業所に個別に調査を入れて、どういう事情でこういう事態に至ったのかというのは、詳細に調べて見るということもやって良いんではないですかね。先ほども応札者がないというのも同様なんですが、絡んでまして単純に切れないわけですよ。それをあたかも一般競争を入れたからこうなったかのごとく考えてしまうのは、私は事実に合ってないと思います。影響があるならあるできちっとそこは分析した上で制度改革に臨まないと、これは正しい対策にならないと思います。

【岩渕委員】

実はここに載っている表の2件は、私が関わっているので状況は大体わかるんですが、1件はAランクのところですが、もう1件はまったくの県の資格とは関係ない下請をやっていた会社で、何が問題だったかというと、Aランクの方ははっきり言って公共工事がもう取れないと、これ以上続けて業務改善の見込みがないということであきらめたということです。ですから競争の問題よりも、公共工事の仕事がだんだん少なくなってきたから、ここで無理してやっても傷口がより大きくなるだけだということで、それよりもさっさと辞めた方が良いということで辞めた会社です。もう一方は下請で公共工事が取れないと、これは下請の絡みで元請が少なくなってきたということと、民間の方に軸足を移そうとしたんだけどあまりうまくいかないということがあって、逆に売り上げがガタ落ちてしまって倒産してしまったという形なんです。ですから基本的には、私がこの2件で感じているのは、公共工事の問題よりもまさに土木の不況の問題だと感じています。

【小川委員】

この倒産した中に私のお客様もおりますので、おおよそわかるんですけれども、ここに載らない会社で倒産している廃業しているところも何社かあります。今先生おっしゃったように一般競争入札だけが原因ではないと思います。一般競争入札はこれでダメだというきっかけにはなっていると思います。私ある組合の研修の講師を頼まれて5年くらい前にその組合のデータを分析した上で研修会をやって、5年後にまた同じ組合から頼まれて研修会をやったんです。それで5年の間に組合の方たちが経営内容を改善して良くなかったかというとほとんど変わらないんです。逆に悪くなっている。だから5年前に借金が3億あったところは、5年後にも3億ある。なかなか簡単には改善できない。だから5年くらい前から悪い方向には向かっていた。そこでみんな段々体力が落ちてきたところでこういう入札の改革があったのでもうダメだと。皆さんが諦める1つのきっかけになって、もう辞めようとかいうところまでいったというようなことがあるのかなと思います。一般競争入札だけが原因だと考える必要はまったくないと思います。

【清水委員長】

ほかによろしいですか。

(特になし)

じゃあ、先に進みましょう。4つ目電子入札についての報告をお願いします。

【入札改革参事】

(資料7により説明)

【清水委員長】

小川さん、どうなんですかね。コンピュータで電子入札ができる業者と不慣れでちょっとお手上げだという業者はいそうな気がしますけど。

【小川委員】

大分皆さん対応できるようになってきていると思います。ただ、地域的に例えば南会津の奥の方とかネット環境の点で不利益を被る地域が福島県内にはないんでしょうか。そこが心配なんですけれど。県内全域が対応できるんであればいいんですけども、ここの地域はまだネット環境が整っていないとか、そういうところはないんでしょうか。

【入札改革参事】

例えば動画とかでしたら時間が掛かるかもしれません、動画とかは使いませんので、時間は多少掛かるかもしれません、県内では利用可能となっております。

【清水委員長】

プリントアウトすれば、郵便競争入札のものと同じ様式のものになるんですよね。それをただパソコンで打ち込んでインターネットで送るということなんですよね。

【入札改革参事】

基本的にそうです。

【清水委員長】

報告事項ですので、特に問題がなければ終わりたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

それでは報告事項をこれで終わりにしまして、審議事項の1番目「総合評価方式の試行について」です。お願ひします。

【入札改革参事】

(資料1により説明)

【清水委員長】

まず質問をお出しいただきたいと思います。

【松野委員】

基本的にはこの方向でよろしいかと思うんですが、2ページの(3)「評価項目の改正」のところで、改正内容でボランティア活動が現行4点だったのが改正後は2点に減点になると。ただ、地域の防災活動として、今まで含んでいたものを新たな項目として分離独立させるような形で1点1点に振ったということで、これはよろしいと思うんですが、私が当初から疑問に思っていたのは、純然たるボランティア活動というのは、企業のボランティア活動も個人のボランティア活動も同じ性格のものだと思いまして、「私がやったやった」と公言するようなものではなくて、名前も隠して善行を施すというのが本来のボランティア活動というのではないかと。その工事を取りたくて点数を上げるためのパフォーマンスとしてのボランティア活動では眉唾もいいところなので、この辺の点数、まだ2点与えているわけなんですが、むしろ上の3つ県内業者の活用をしているのかとか、本店の所在地が福島県内にあるのかとか、それから施工実績があるのかとか、そういったところに多めに割り振って、ボランティア活動の点数は、どうしても除くわけにはいかないということであれば、最高でも1点止まりが良いのではないかと考えています。

【清水委員長】

除雪や災害出動以外のボランティア活動というのは具体的にどのようなものでしたか。

【入札改革参事】

例えば道路の清掃とか草むしりとか、同じく河川の清掃活動、そのほかに地域の行事とか文化的なものへの参加とかというのもも含まれまして、地域にとっては企業の果たす役割、やはり地域を支えているというようなことがありまして、そういった地域活動とか文化的な催しとかそういうものも含めております。

【清水委員長】

これは自己申告ですよね。

【入札改革参事】

そのとおりです。ですから、ここについては地域を支えているという観点から点数は残したいと考えております。

【江川委員】

企業が社会的に責任を果たすというのはすごく大事なことだと私も思っておりますので、我々NPOの側にはこういう情報というのは全然来ておりませんので、建設業界がこういうボランティアを奨励されているというのが実はわからなくて、もしそれがNPOの業界でも周知が徹底されれば、逆に企業の方にこういうボランティアを要請しますということもできるので、我々としては歓迎したいと思います。

【清水委員長】

こういうことをやって点数が稼げるんだということになれば、むしろそういったことで努力してもらうことは大変結構だと私も思います。隠れてやるもんだという見方もありますけど、こういう形で貢献するという動きが、どうであれ広がっていくというのは悪いことではないと私は思います。松野さんのおっしゃることもよくわかりますが。

質問ということで、もしほかにあればどうぞ。

【杉山委員】

私もボランティアについてはかなり前から疑問視してたんですけど、せめて私も1点くらいならいいけれど2点というのは、ほかの配点からするとちょっと問題があるのではないかということです。下の簡易型なんか見ても、工事成績とかそういったものから比べても、ボランティアがそんなに大きなウェイトを占めるのかということを疑問視しています。

あと、(4)「特別簡易型の導入」のところの優良工事表彰、これについて説明していただけますか。私過去に、次は私のところだ、その次は私のところだというのを口にしている業者を見ていましたので。

【入札改革参事】

優良工事表彰につきましては、過去10年間に県発注の同種類似工事において、優良工事表彰の受賞歴がある場合に該当いたします。

【清水委員長】

その優良工事が一体何なのかということなんじゃないんですか。

【杉山委員】

優良工事表彰するという根拠というか、どういうことで表彰するのかなということなんですけど。

【企画技術総括参事】

お答えします。

優良工事自体はものをつくる出来上がり、過程を踏まえて、つくり方、つくったもの、それから、つくる時に周りの住民や地域に対する配慮の仕方とか、そういうものを総合的に判断しながら選んでおります。ですから、今委員が言われたような、いわゆる順番でもらえるというものではありませんので、それは多分、何か別なものと誤解されているんだと思いますが、土木部とか農林水産部が一緒にやっておりますが、それぞれそのような判断を持って、合議制で審査をしながら毎年選んでおります。

【清水委員長】

絶対評価なんですか。

【企画技術総括参事】

そうです。

【杉山委員】

わかりました。

評価の仕方、完成検査、竣工検査、その辺のことなんですかけど、今、中間検査はないんですね。

【企画技術総括参事】

出納局の方で中間検査もやっています。

【杉山委員】

すべてはやっていないということですね。

【企画技術総括参事】

もちろんそうです。

【杉山委員】

中間検査はしていないということですか。

【企画技術総括参事】

今は担当しておりませんので私が軽率なことを答えるわけにいかないのですが、独立して出納で検査をやっています。出納の方で、中間検査についても、こういうような工事は中間も見ていいくという要綱を作つて、その要綱に該当したものは中間検査を行つてはいる。今年も我々受検しましたけれど、そのように実施されております。

【森岡委員】

ただいまの表彰の件なんですが、大体どのくらいの数なのか。それによって表彰の重要さというのが一般的にわかるかと思うんですが、その辺をお伺いしたいと思います。

【企画技術総括参事】

工事の種別で原則1件です。例えば土木工事で言いますと、道路改良で1件、舗装工事なんかで1件とか、建築1件とか、設備1件とか、非常にもらえる人が少ないです。

【清水委員長】

じゃあ、0ということもあり得るわけですね。

【企画技術総括参事】

はい。該当者がいない場合もあります。

【清水委員長】

それで松野さんと杉山さんの先ほどの御意見だと、ボランティア活動に2点というのは多すぎるということになりますか。除雪と災害出動の1.0に、それぞれ0.5点加えて、1.5、1.5とすれば勘定が合うんですね。大体そういうような提案を受け止めてよろしいですかね。こういう数字の手直しというのはこの委員会で提言できるんですか。

【入札改革参事】

総合評価につきましては、有識者の委員がおりまして、そこで、例えばこの工事を総合評価でやるときに意見をもらうとか、落札者決定基準を決めるとか、落札者決定をする時に有識者から意見を求めるようになってまして、そこの有識者の意見も踏まえる必要がございます。

【清水委員長】

そうすると、この委員会の審議事項になってるわけですが、決定するのは特別簡易型の導入などの総合評価方式の拡大方針についてですよね。具体的な配点等については、この委員会として出た意見をそちらの方の有識者の委員会にお伝えいただくということで、この委員会がそこまでタッチしないことにしてよろしいんじゃないでしょうか。伝えていただいて、御検討いただくということで。

【入札改革参事】

承知いたしました。

【小川委員】

2ページ目の「評価項目の改正」で「技術者の確保数について、建設関連技能士の活用を加算対象に追加する」とあるんですけど、これはどの辺の技能士を想定してるんでしょうか。

【入札改革参事】

技能士は、造園とか石工とか、かなり広範に渡りますので、その工事について元請とか下請が使う場合と考えております。

【小川委員】

いわゆる施工技能士と言われるもの全般を想定されてるということですか。

【入札改革参事】

国家検定の技能士でございます。

【小川委員】

はい。わかりました。

【清水委員長】

ほかにどうですか。御意見でも結構でございます。

【常松委員】

前回の総合評価の抽出案件についての検討の際に、価格との逆転をしたケースについて見たわけですが、その時の逆転の大きなポイントは、4ページで見ますと、企業の技術力、配置予定技術者の技術力、企業の地域社会に対する貢献度、この3つにおいてあまり大きな差は出ませんで、結果として最後に争ったところは、施工計画が適切であるかどうかというところで大きな差が出ておったような気がします。この配点が10点ということで、0点から10点までと非常に大きな配点になっておりまして、これは、良い品質を確保するという点から、極めて技術的に大事なポイントだろうとは思われるんですが、その抽出案件の件からみて、この配点がちょっと大きすぎるかなという印象を受けたわけです。そういう意味で、改めて別途検討していただける機会があるとするならば、私としてはここは5点でどうかなという感じはするわけですが、そういう点で、先ほどの抽出案件の逆転する最後の企業同士の2者か3者残った段階ではここが非常に大きなポイントであったと思います。そういう点で、もちろん技術的に重視するということであればやむを得ないと思いますけれども、一応、検討の対象に入れていただければと思います。

【清水委員長】

そういう御意見でございます。

【杉山委員】

今常松委員からあったのには私は反対なので、是非、施工計画そのものが非常に重要視されるので、施工計画の10点は私は妥当だと思うので、その辺も含めて私は反対だというのを申し述べておきたいと思います。施工計画がしっかりとしないところは、実務においてもなかなかうまくいかない。工期の面にも影響してくるんじゃなかろうかと。施工計画は工事の目標すべてが網羅されているということですから、是非この辺は、私は10点で妥当だと思いますので申し述べておきます。

【清水委員長】

いずれも御意見ということで、別なところで御検討ください。客観的な事実として、常松さんがおっしゃるとおり、ここのところでかなり大きく結果が変わっているというのは事実ですので、その重要性をどのくらい評価するかということになるかと思います。

【杉山委員】

総合評価というのは、品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）に由来してますので、この施工計画がちゃんとしないと品質確保がうまくいかなくなるということです。

【清水委員長】

ただ、実際に総合評価をしたときに逆転するケースは、宮城県の場合にはほとんど失格基準なんですね。

さて、ということでいくつか参考意見が出ましたが、提案そのものについては異議ございませんか。こういう形で総合評価方式が拡大していくというのは、基本的には私はよろしいかと思います。

(異議なし)

では、この件は終了いたしまして、2番目の「低入札価格調査制度の見直しについて」ですが、この件は最初に申し上げましたとおり非公開でございますので、申し訳ありませんが、傍聴の方はしばらく御退席願いたいと思います。予定では35分くらい後に再開ということにしたいと思いますので、30分程度は御遠慮いただくことになります。よろしくお願ひいたします。

(傍聴者退席)

《「低入札価格調査制度の見直しについて」は非公開につき概要のみを記載》

<低入札価格調査制度の見直しについて>

【入札改革参事】

(資料2 (非公表) により説明)

【委員】

純工事費に対する失格基準について、資料には書いていないが、入札参加者が3者未満については適用しないという説明だったが、2者以下の時にはこれはやらないのか。

【入札改革参事】

1者、2者の場合は適用しない。

【委員】

契約保証金が3割、前払金が2割になるということは、これが適用になった場合には、1割分の差し当たりのお金が必要になるということなのか。今まででは、1割分を保証金で積んでおいて、その代わり4割の前払金があったわけだから差し引き3割は資金繰りが良くなるということで助かっていたのが、そうはいかないということなのか。

【企画技術総括参事】

実際は契約保証金というのは10分の1を金融機関との間で保証してもらうという意味で、10分の1の金を積んでおくという意味ではない。

【委員】

3つの失格基準が出てくるが、現場管理費に対する失格基準と一般管理費に対する失格基準は設計額にパーセントをかけてるようだが、純工事費に対する失格基準だけ別なので、これはどういうことなのかお教えてほしい。

また、失格基準は1つでも該当すればダメなのか。

それから、業者の負担となる契約保証金の引き上げと前払金の低減を上乗せしたのはどういうことなのか。そのことがなぜ低入札防止になるのか。

それから、失格基準を設けて元請のところの底値を上に上げるとか、それで失格にするとか、そこまで厳格にやるのなら、もっと下請たたきの対策というのを具体的に明文化してほしい。

【入札改革参事】

まず、契約保証金の引き上げと前払金の低減を、なぜさらにやるのかということだが、例えば前払金については、資金繰りのために前払金がほしくて低く入れてきているという業者が実際に存在しており、建設業協会の18年度のコスト調査の中のアンケート調査で、17%の業者が資金繰りのために前払金がほしくて低く入れたと答えている。一定の線を下回って低入札で入れればこういうことになるということを知らせることによって、低入札を防止していこうというのが考えである。

失格基準については、3つのうち1つでも該当すれば失格ということである。

純工事費に対する失格基準については、入札参加者がどれくらいで入れてるのかという市場性を見るために平均という考え方を探った。

最後の下請の件については、オープンブックの中で、下請業者はどこを使うんだとか、下請平均額はどれくらいだというのを入札の時に出してもらい、施工が始まつて実際どういう金額を払ってるんだというところまで確認することにしているので、そこで下請のしづ寄せ防止等を図っていくことができると考えている。また、元請下請適正化対策として新たに取組む内容がまとめたので、それについて公表したいと考えている。

【委員】

新たに取組むというは何をするのか。

【入札改革参事】

例えば、具体的に言うと下請通知書の提出時に、今後は下請契約書の写しも提出を求めるとか、さらには、通常監督員が施工体制を点検しているわけだが、チェックリストの確認の徹底を図るとか、あと、中間検査・竣工検査においても下請関係を特に見ていくとか、元請下請関係の相談窓口を、今まで建設事務所でやってるわけだが、これを入札改革グループでも窓口を設置して相談に乗っていく。そのようなところを現在考えている。

【委員】

明文化してもらいたいという要望があったわけだが、何らかの明文化されたものがあるわけではないのか。

【入札改革参事】

近々業界団体等に県としてこういう取組みをするということを通知する予定であるし、マスコミにも公表したいと考えている。

【委員】

この委員会にも出してほしい。

【入札改革参事】

了解した。

【委員】

元下関係のトラブルで多いのは、公共工事の途中で変更が起きたものをなかなか行政側でも予算がないので変更できないという実態がある。そうすると、見積りの段階でわからなかつたところが出てきたり、現場で変更が起きているものに対応できないから、その分のしわ寄せが下請に行ってしまうという現状もある。本来は対等な立場の相互契約であるべきものが、どうしてもまだ片務契約になってしまっている。そういうものも要因の中にはあるので、いろいろなトラブルになっているというのが今の時点で結構ある。

【委員】

相談窓口といつても、なかなか言いにくいくらいではないか。

【委員】

実際にあっても、行政に行けないという状況はある。いくら元請がお願いに行っても、予算がないからしようがないんだということを言われて、泣かざるを得ないという実態だ。

【委員】

失格基準の公表について、公表すべきだということになっているが、これは適用があった時に公表するという意味か。

【入札改革参事】

あらかじめ公表するという意味である。失格基準については、オープンブックの失格基準もあらかじめ県のホームページにも載せている。

【委員】

そうすると、ここに書いてある3つの失格基準は公表されるということか。

【入札改革参事】

そのとおりである。

【委員】

私は失格基準を設けるのは必要だと思う。

【委員】

配置技術者の複数配置ということだが、複数の場合、同等の資格の資格管理技術者という意味か。

【入札改革参事】

そのとおりである。

【委員】

今これだけ人員が不足している企業の事情からいって、配置技術者を県の都合で1名だったのを2名に増やすということは、企業にとっては負担ということにはならないのか。

【委員】

なる。

【委員】

その辺を勘案してやらなくていいのか。

【入札改革参事】

先行して実施している滋賀県にも確認しているが、やはり企業にとっては辛いことである。コストが増えて辛い。だから低く入れない。だから低入札の防止につながると滋賀県の担当者からは聞いている。

【委員】

それであるならば、配置予定技術者を2名配置すること自体が、そもそも価格に反映されるのか。それを義務付けたので価格は上げるということになるのか。今までと価格が同じなのに、配置予定技術者は1名から2名に増やすということは、何となく不合理ではないかと思うのだが。

【委員】

設計価格そのものは上がるということでいいのか。

【入札改革参事】

上がる。というのは、低入札になると、重点監督ということで、県が何回も現場に足を運ぶことになる。さらに、低入調査の対象になると、中間検査の対象にもなる。かなり県の方も低入札だからということで手を掛けているというのが現状で、そういうことも踏まえて、一定の線を下回ればこういう風になるというのを周知することによって低く入れない、極端な低入札を防止して行くべきではないかという考え方である。

【委員】

落札ということで一応候補者になったが、2人は置けないということになった場合には、どうなるのか。失格なのか辞退なのか。

【入札改革参事】

そこは検討させてほしい。

【委員】

業者の話を聞いてみると、ある程度体力のある会社、きちんとした対応をしようとしている会社では、低い価格では入れていない。やはりモラルを守って、節度ある金額で札を入れている。その中に無茶な金額で入れているところがいるのでどうしても取られてしまう。けれど自分の会社として、今までのスタンスを守りたいからそういう無茶なことはしないと言ってがんばっている企業もたくさんある。だから、やはりそういう中で、こういう低入札の対策というのは必要なことだし、こういった技術者複数配置、本当にこれは痛いことだと思うが、そういうのも作っておかないと、モラルを守らない業者、ただ実績がほしいがためとか、銀行からのその分だけ借りられるという、目の前の融資がほしいがためにやってしまうということから守るという意味で、これはやむを得ないんじゃないかと思う。

【委員】

契約保証金の引き上げのところだが、具体的に言うとどのくらいの負担増なのか。

【委員】

保証料っていうのはどれくらいになるのか。保証金額の1割とか決まっているのではないか。

【入札改革参事】

調べて連絡する。

【委員】

現場管理費に対する失格基準については、他県の状況は大変ばらついていて、20%から70%まであって、本県の場合は中間クラスということであまああのところだと思うが、一般管理費に対する失格基準については、ほとんどの県が30%以下ということになっており、本県は45%ということだが、これについて何か意図があるのか。

【入札改革参事】

この失格基準については、宮城県の例を参考にしている。宮城県ではこれまでに何回か改正して、状況を見て現在の姿になっている、そういった今までの実績を参考にしているということである。

【委員】

宮城も下げすぎて、上げていってここまで戻したということではないか。そういうことで宮城の現状を採用するということなのではないか。

【委員】

この提案で了解ということでいいか。

(異議なし)

いくつか意見なり注文なりが出たのでその辺は検討してほしいと思う。

《休憩》

【清水委員長】

それでは、再開させていただきます。

審議事項の3番目「予定価格の事後公表の試行について」、これをお諮りいたします。それでは、まず、当局の方から説明をしていただきます。

【入札改革参事】

(資料3により説明)

【清水委員長】

それでは、質問、御意見をお出しitいただきたいと思います。

【入札改革主幹】

先ほど契約保証金の保証料の話がありまして、手元に資料が届きましたので御説明させていただきますと、例えば1億円の工事に対して10%の1000万円の保証を求める場合だと、料金が59000円となるようございます。ですので3倍に増えればその3倍ということで考えてございます。

【清水委員長】

そんなに多額ではないということですかね。

それでは戻ります。予定価格の事後公表に関しましていかがですか。

【羽田委員】

質問と要望を言います。

まず、1ページの事前公表の課題ということで、3点ほど理由が書いてあるようですけれど、3番目の「多数の入札参加者によるくじ引きの発生」ということがあるんですけれども、具体的に本年度何件あったのか数字でお示しいただきたいと思っております。

それから、試行の考え方の2番目、10%程度抽出するということなんですが、2番目のカッコで「契約手続に余裕のあるものから抽出する」というのは具体的にどういうことを指しているのかをかみ砕いて教えていただきたいと思ってます。

それから、見直しをするということなんですが、私は正直この資料は不満足です。3番「適用の範囲」ということで、カッコに「他任命権者にも、同様の制度の構築を要請する」と。1年経っている中で、今この文書が出てくるということは問題があると、具体的にどうなっているのかという報告事項ではないかなと思ってます。

それから、前に聞いて忘れて、また質問して申し訳ないんですが、4(2)で「知事から依頼を受けた者」というのがあるんですが、具体的にどういう人を指すのか具体的に説明願います。

それから、6「記録の扱い」の中で、「日時、相手方の住所、氏名、働きかけの内容等を、記録票に記録する」ということなんですが、1つ加えていただきたいのは、4番で一定の公職にある者の範囲をきちんとしているんですから、やはり公職もきちんと記録に残すということが必要ではないかなと思いますので、考え方をお聞かせ願いたいと思います。

【清水委員長】

いくつか出ましたがどうですか。

【入札改革参事】

4月から11月までで1位を決定するためのくじ引きにつきましては46件の入札で発生しました。

【清水委員長】

それから、「契約手続に余裕のあるものから抽出する」というのはどういう意味ですか。

【入札改革参事】

これは先ほど申し上げましたが、予定価格を事後にしますと、例えば全員予定価格をオーバーして、再度入札になる可能性もございますので、そういう意味で余裕のあるものと書いてございます。

【清水委員長】

時間的に余裕があるものという意味ですね。

【入札改革参事】

そうです。

次に2ページの働きかけのところでございますが、これは昨年の春の時点の資料でございまして、「他任命権者にも、同様の制度の構築を要請する」となっておりますが、他任命権者がどうなっているのか、申し訳ありませんが把握しておりませんので、確認して御連絡したいと考えております。

あと、「知事から依頼を受けた者」という御質問だったかと思いますが、これは、例えば、知事がある人物にこういう要望を県に伝えろと指示した場合が想定されます。

【清水委員長】

特定できないケースをこういう風に想定したんですかね。

【入札改革参事】

そういうことです。

あと、公職の件につきましては、氏名の前に公職を入れるようにいたします。

【清水委員長】

よろしいですか。一応一通り説明がありましたが。

【羽田委員】

まだ、ちょっと余裕のあるということについて理解できないのですが。

【清水委員長】

余裕のあるというところですか。全員予定価格オーバーでやり直すような時間的に余裕があるケースを選ぶということですね。

【入札改革参事】

それで、再度入札の話をしたんですが、今郵便でやっているものですから、もう1回手続を1カ月掛けてやり直すということになりますので、今までの通常の指名競争入札でしたら、業者が集まって、そこで何回も入札するようにできるんですけども、現在郵便入札やっているものですから、全員予定価格をオーバーした場合には、もう1回同じ手続を約1カ月掛けてもう1度やらざるを得ないということで、そういう意味で手続に余裕があるものからということで、年度前半の発注につきましては、そういうことは考える必要はないかもしれません。

【企画技術総括参事】

余裕がないという表現がちょっとわかりにくいかと思いますが、工事を着手する時期等が、河川工事であれば雨が降らない時期というのはある程度限られています。ですから、例えば入札手続を2回3回やったために遅れるということになると、その機会を逃すという意味もありますので、工事を着工するあるいは終わらせる時期がよそとの関連で決まるとか、時間的にズレるといろいろな障害が起きるというようなものは含めないという意味でございます。

【清水委員長】

ほかにどうですか。

【岩渕委員】

私自身よくわからないのは、「事前公表の課題」という形で3つ書かれてますけれども、これは本当にまずいということをきちんと検証された中で出ている内容なんですかということなんです。これは非常に抽象的な内容だと思うので、具体的にどこがどういう風にまずいのかということを当局としては検証されているんでしょうか。

【清水委員長】

事前公表はなぜまずいのかという理由を、もう少し説得力があるものを示せないのかということですけれどもどうですか。

【入札改革参事】

まず3つ目につきましては、先ほど申し上げましたが事実としてあるということでございます。

1つ目、2つ目の○につきましては、こういうことが指摘されていることです。

【清水委員長】

誰が指摘しているということですか。

【入札改革参事】

議会なり業界ということです。

【岩渕委員】

それで、県としてはそうだよなと思ったんですか。

【清水委員長】

県の方としてはどうなんですか。

【入札改革参事】

今年度何件か談合調査やっておりまして、その聴き取りの中でも、例えば75%掛けているだとか、そういう風にはっきり答えたところもございます。さらに、やはり予定価格を出していることによって、最初から七掛けとか八掛けで入札される可能があるということは間違いないのではないかと考えております。あと、全国的にも北海道とか山形県で事後公表の試行を始めてきていることもありますし、そういうことも含めまして総合的に判断しているところであります。

す。

【岩渕委員】

別にどうのこうのという話はしないですけれども、要するに平成15年に導入した時には、こういう状況があるからやるべきだと決まったのが、ダメだったということになると、事前公表が間違っていたと考えたということになるんでしょうか。

【清水委員長】

そういうことですかね。間違っていたから正しくしたということなんですか。

【入札改革参事】

間違っていたということではなくて、やはり昨年の4月から条件付一般競争入札を導入したということで、状況が変わってきたということに対応するものだということで考えております。

【清水委員長】

一般競争入札にしたから低価格入札になったという判断があるわけですね。

ちょっと確認したいんですが試行ということの意味なんですけれども、ここに事前公表については3点の問題点が表面化してきていると。それで、今までの経緯を踏まえて言えば、事前公表の方が良いというのを前提に置いた上で、しかし、そのことによってこういう弊害が今の状況の中で目立ってきたということで試行するわけですね。試行した結果、低価格入札という事態が別に何ら変化がなければ、やはり事前公表に留めておいた方が良いという結論になるんですよね。そういう意味での試行ですよね。つまり、事後公表にしておけば良かったという試行ではなくて、事前公表の方が本当に良いんだけど、しかし、こういう状況の下では弊害が出てきているようだから、試しにやってみる。試しにやった結果、依然として低価格入札だということになれば見直した意味がないですから、試行は打ち切りということですね。そういう意味での試行だと解釈して良いですよね。

【入札改革参事】

先ほど御説明しましたが、落札率の推移とか、最低制限価格を狙っての入札の状況だとか、低入札の状況、不正な接触の状況等を総合的に検証していただくと考えております。

【清水委員長】

1つの読みとしては、事前公表であろうと事後公表であろうと競争そのものは激しいわけです、事業そのものが減ってきてているわけですから、どうしたって低価格で競争ということは十分にあり得ると思います。どのくらいの低価格競争阻止効果があるかということは疑問ですし、実はややこしいのは、いろんな改革を同時にやっているじゃないですか。だから、低価格入札が少なくなったとしても、それがこの改革ためなのか見極めるのは非常に難しいんです。そういう複雑な問題ですので、試行ということの中身を余程慎重に扱っていかないと、何が試行だったのかわからないままとにかく政治判断で変えたとなりかねないというのが私の懸念です。

ほかにどうですか。

【安齋委員】

前にも申し上げましたけれども、検証委員会で検証した時には、事前公表、事後公表、あるいは公表する、しない、いずれにしても一長一短がありますと。ただあの時、逮捕者を出すほどの大きな犠牲を払って福島県が改革に取り組んだんですから、談合ができにくい仕組みをとにかく作りましょうという意味の一環の中にこれは入っているんです。だから、今回試行ということですけれども、2番の「事前公表の課題」が試行の結果どうなるのか、それを見極めていけばいいんじゃないですか。今これで試行になったからすぐに事後公表になるんだとは別に考えていないんでしょ。そういう風に解釈すればよろしいんじゃないですか。

ただ、1つ聞きたいんですけど、「試行の考え方」の中で平成20年度の1年程度という「程度」というのはどういう意味なんでしょう。半年程度で打ち切るということも含んでいるわけですか。

【入札改革参事】

これにつきましては、半年とかは当然考えておりませんので、1年近く試行をやってみてその状況を見ていくということです。

【常松委員】

既に事後公表を実施している県が全国で10県あるようですが、これらの県において今

回課題として挙げられた点が解決されているのかどうか、その辺の状況はいかがでしょうか。もし、そういうデータがないとすれば、そういうデータをやはり我々も掴んだ上で判断する方が良いのかなと。と言いますのは、鶏が先か卵が先かということで、事前、事後につきましては、これは、あまり入札率の改変に関わっていないのではないかという懸念があるわけです。なぜならば、業者は長い間入札の価格の積み上げについてはキャリアがあります。そのキャリアの上に立ちますと、果たして入札価格を事前に予告することが、ある意味で大きな意味を与えるのかどうなのかということについては、必ずしも直接的には結びつかないものであるという心配もありますので、その辺の見通しを他県の状況も併せてあれば議論がしやすいのかなと思います。

【清水委員長】

それは、これからそういうデータをほしいということですかね。それは出ますか。

【入札改革参事】

10県すべての資料はまとめておりますので、少々時間をいただきたいと思いますが、長野県と長崎県に聞きましたところ、やはり業者の積算努力を損なうということを一番の理由に事後公表にしたということは確認しております。

【清水委員長】

その結果どうなったのかということを知りたいとおっしゃっているわけです。

【安齋委員】

積算能力のない業者は排除しようということで、いろんなことを提案して、総合評価方式やオープンブック方式をやってますので、必ずしもこの事前、事後公表にこだわらず、そっちの方も併せて考えていただきたいということだけ注文したいと思います。

【清水委員長】

これからあり得るケースとして、応札者0といったような事案が結構あったというデータが紹介されたわけで、実際やってみた時に、予定価格を超える入札で落とせない。もう1回やるというわけですけれども、もう1回やってもまだダメとか、そういうケースも現実にあり得るわけで、これはやってみないとわからないということかもしれません。

ということで、事前公表を止めるというのは、官製談合を抑止するという点では一歩後退でありますけれども、そこは、予防策を強化するということで試行ということです。

どうですかね。試行ということで止むなしということになりますかね。

【小川委員】

まじめな業者さんは一生懸命積算をするんです。積算をするには経費も時間も掛かって、先ほど県の側からも説明がありましたけれど、技術者を抱えてちゃんとその方たちの社会保障もして、研修活動もやって、きちんとやっている会社ほど経費が掛かっていますから、どうしても入札する金額が高くなってしまう。そういったところで、予定価格が事前に公表されていると、そういう積算をしないで、社会保障なども不十分な業者が安くだけ取ってしまうという現実が起きてしまっているので、事後公表というのは、是非やるべきだと私は思います。

【羽田委員】

積算をせずとか、まじめな業者が云々ということですけれども、県の入札に参加できる業者というのはチェックしているんでしょ。努力しないくてもいいですよということではなくて、一定の実績をもって登録をしているわけだよ。ということは、技術力を含めてチェックしているんでしょ。どうもずっと聞いていると、積算しないんじゃなくて、積算はできるんだけども、この工事に限ってちょっと積算しないとかいうのはわかるんだけれども、入札できない業者も県は加えているのかということになるんですよ。ちょっと疑問に思うんですけども。だからそこを区分けしていくかないと、私はまずいのかなと。いろんな意味でチェックは掛けているわけだから。さっき言った過去の業績云々だってチェックを掛けるわけだよ。県は入札の時だけチェックを掛けるんですか。そこを聞かせてください。そういう意味で言うと、私は県の幹部の皆さんのが、ケースによってはまじめでないところも出てくるけれども、基本的に福島県の入札に参加してくるのはまじめなところだという認識なのかお聞かせください。

【企画技術総括参事】

お答えいたします。

過去のことになってしまいますが、当然指名の時は今委員が言われたようなことを1つ1つの

会社を判断して指名をしてました。実は今のランク制度というのは、相手の会社が一定の要件を整えていれば、指名参加願いというのは届け出ですから、当然に名簿に載るということになります。委員の中にも専門家がいらっしゃいますが、経営事項審査という全国的に業者を評価するものさしを持っています。この中には外形的な会社の仕組みや資金の具合なんかをチェックしているだけで、実際の工事の施工能力とか実績とかそういうようなものは、残念ながら項目が入っていないんです。ですから、例えばAというランクで条件付一般競争入札ということになれば、当然委員言われてるような綿密な積算をして、そして札を書いて入れてくるという業者だけではない業者も残念ながら入れるようになります。

【清水委員長】

一般競争入札にしたことによって、そこが難しくなったという説明ですね。指名であればランクに挙がっているだけではなくて、さらに指名を判断する時に一定の状況を見ることができるということだと思います。

【小川委員】

今安齋委員がおっしゃたようにどんどん総合評価にもっていけばそういうことは防止できると思うんです。そういったことが少ない中だと、どうしても価格だけでやってしまうとそういう可能性が高くなっているということだと思います。

【清水委員長】

いろいろ御意見はありますけれども、試行ということに関しましては、了解ということになりますかね。あまり多数決ということはしたくないものですから、私の状況判断ではやってみてもよろしかろうということになるかと思います。

モニタリングをきちんとやりましょう。

あんまり意味がないということであれば、事前公表の方が私はいいと思いますから。その時には元に戻せばいいのかなと思います。

それではこの件そのように扱わせてください。

最後に「指名競争入札の試行について」という件です。説明をお願いします。

【入札改革参事】

(資料4により説明)

【清水委員長】

では質問からお出しいただきましょう。

【松野委員】

細かいことで恐縮なんですが、2ページの大きな5番の⑤「入札辞退の取扱い」で、「業者の不要な負担増に配慮して入札辞退も可とする」云々と書いてあるわけなんですが、その上②を見てみると、「指名業者名の類推を防止する措置」のところで、「指名業者を「9名以上」とし」と書いてあるわけなんですが、例えば県御当局の方で、指名業者を確定した後、入札辞退が続いて結果として9名に満たなかったという場合は、どういう形になるのかその辺を教えていただきたいと思います。

【清水委員長】

これははっきりしますよね。

【入札改革参事】

例えばその工事について9名指名しましたということで、その後辞退が出ればそのままで増やしたりはしない。最初に決めた9名ということでございます。

【清水委員長】

1者になった時はどうなんですか。

今までのやり方で決まってますよね。

【入札改革参事】

現在郵便入札の場合だと1者でもOKにしているんですが、指名の場合、1者の場合は改めてやり直しということです。

【清水委員長】

それは決まっているんですか。それが前提の提案なんですか。

【入札改革参事】

そうです。

【清水委員長】

2者であればOKね。

【入札改革参事】

はい。

【松野委員】

あと最後の6番「入札結果の公表について」のところなんですが、「工事毎に指名業者選定の具体的な理由をホームページにより公表する」と書いてあるわけなんですが、これはなかなか県御当局としてはタフなことではないかと素人ながら考えるわけですが、これは去年までもこういうことは公表していた実績はあるんでしょうか。なくて初めてということであれば、具体的な理由云々というのはどういうイメージで公表しようとなさっているのかその辺をお聞きしたいと思います。

【入札改革参事】

今まで公表していたわけなんですが、今までは大枠で具体的な理由ではなかったものを公表していたわけなんですが、今後のイメージといたしましては、例えばこの工事は中程度ですのでBランクの業者から現場から近い業者を何者選んだという風な具体的な基準を示していきたいと考えております。

【江川委員】

2点ほど教えてほしいんですけども、地域住民から苦情が出されたケースがあるということでいくつか事例があって、いずれも工事期間との関係があるなと思ったんですけども、条件付一般競争入札の発注までの手続期間が約35日で、指名競争入札の発注までの手續期間が約2週間ですよね。それで短縮されてもたった2週間じゃないかと思ったりして、電子入札が導入されるならば、手續の期間はもっと短縮されるのかなと個人的には思っております。あともう1つですけれども、「談合防止のための方策」のところで、「指名業者を探ろうとする不正な行為に対するペナルティを新設する」と書いてありますけれど、これはどういうことを想定されているのか、具体的に考えていることがあれば教えてください。

【入札改革参事】

最後のペナルティについては、入札参加資格制限のことを考えております。

【清水委員長】

どのくらいのペナルティになるかはこれからですか。

【入札改革参事】

まだ決まっておりませんので、今後検討します。

あと手續の面につきましては、2週間ほどの差だということですが、地域住民からすればあの工事をやってくれと要望しているにも関わらず、実際工事が始まらないということを捉えて苦情が出ているということでございます。

【杉山委員】

関連で今の手續の期間で、この流れが35日掛かる、2週間掛かるということですが、途中で今掛かっていることを改良することはできないんですか。例えば技術的能力の審査は一緒ですね。ここに入札に行くまでの質問書の提出期限とかいろいろあると思うんです。その辺を金額が少なくて緊急性があったら簡潔にして、今までの慣例にとらわれないで、この辺の改良というのはできないんですか。

【入札改革参事】

一番手續が掛かるのは公告をしてから見積書の提出期限までの間が15日設ける必要があるんです。そこが一番期間が掛かるところでございまして、それ以外のところもすべて最短でみておりますので、そういう意味で現時点では最短でどこも詰めるところはないと考えております。

【清水委員長】

指名の場合は、見積書を出してもらうまで何日くらい掛かるわけですか。それが一般競争入札になった場合には時間をおかないことなんでしょうね。どっちみち見積書は作るわけですから。そのところでもう少し短縮できないのかということになろうかと思いますけれども、やはり一定程度時間をおくべきだという判断だと思いますけれども。それはどのくらいなんです

か。要するに一般競争入札の場合には公告してから見積提出までどのくらいですか。

【入札改革参事】

それが間15日です。

【清水委員長】

指名の場合は、指名をしてからそれを出すまでに何日なんですか。

【入札改革参事】

10日です。

【清水委員長】

それじゃ5日間の短縮しかしてないんじゃないんですか。

【入札改革参事】

まず条件付一般競争入札の場合は地方の審査会でどういう条件を付けるかということを、公告の前の段階ですでにその手続がありますので、それで約1週間くらい。

【清水委員長】

そっちの内部の手続ですね。

【入札改革参事】

さらに条件付一般競争入札の場合は事後審査手続ですので、開札して第1候補者が決まって、そこから実質的な審査が始まりますので、そこで確認をして、場合によっては条件を付けたような場合だと、また審査会を開いて要件を確認していくということになりますので、その後も時間がかかるということでございます。

【清水委員長】

では、質問をお出しeidてもよろしいですけれども、御意見を伺いたいと思います。

【安齋委員】

2番目の地域住民からの苦情云々というのがあって、じゃあ具体的に何件あるのかということで、せめて県北だけでも出してほしいということで資料を出していただいたんですけども、15件出でますけれども、これで「おやつ」と思ったのは、この中で災害復旧が5件入っているんです。前の検証委員会の時に、災害復旧については随意契約で良いですよと認めているのに、なぜ随意契約でやらないんでしょうか。随意契約であればこんなに1週間以上も掛からないで対応できたんじゃないんですか。この辺の御回答をお願いします。

【入札改革参事】

確かに随意契約ガイドラインがありまして、災害等で生命とか財産にそのまま放置すれば影響があるというような場合だと、もちろん随意契約に該当いたします。ただ、災害と言いましても現場現場でいろいろな状況がありますので、それはこれまで発注機関の判断で、これは随意契約ではなく条件付一般競争入札でやったということで、現場がすべて同一ではございませんので、現場現場の状況に応じての発注者の考え方によるものだと考えております。ただ言えることは、ここに載っているものにつきましても、例えば、災害復旧ということでそのまま放置すれば、二次災害とかのおそれがあるものについては、随意契約が可能だと考えております。

【清水委員長】

先ほどの説明の中で、業者がいなくなると災害等の対応をする者がいなくなると口頭でおっしゃったけれども、ここには書いていないですよね。私は災害関係については、緊急事態ですから安齋さんおっしゃるように随意契約でやったら良いと思ってます。随意契約が悪いと私は思ってませんので、臨機応変にそういうものを使ってやるのが良いのかなと思っています。

【安齋委員】

例えば9番の事例なんかは「隣接者から新たに崩落の恐れがあること」ということだから、それこそ財産と人命に危険があるわけなんですよ。それでもやらないんでしょ。検証委員会ではやっても良いと認めたんでしょ。

【企画技術総括参事】

災害について今議論されていますので、委員の方々が言われることは正にそのとおりだと思います。ただし、現場でどうなっているかということは、災害と言えども時間がとれるものは、競争性が発揮できる方法でやろうという考え方の下に、いたずらに何でも随意契約はダメだよという意思が働いて、さらに随意契約でやるには説明が必要だということになると、やっぱり現場にお

いては残念ながらここにあるような姿になったものもあるということは事実であります。ですから、災害ということであれば、今まで大丈夫であったものが、例えば道路が崩れたとか、河川の護岸が壊れたというものが災害になっているわけですから、危険な状態になっているわけです。ですから、国から特別にほとんどわれわれの負担がいらないようなお金をいただいて直すという制度になっているわけです。ただし、残念ながら競争性の発揮を求めるような大きな入札改革の中では、現場現場でむやみに随意契約にしてはダメだよという意思が働いた結果としてこのようになってますので、この辺については、私どもも現場の在り方の中で、みんなが同じような行動がとれるように今盛んにしております。

【清水委員長】

ほかにどうですか。御意見をいただきたいと思います。

【江川委員】

私が一番おかしいなと思ったのは、指名競争入札について、県議会の3つの会派からそれぞれ要望を受けているということが資料の冒頭にあって、先ほど参事の方からも県議会の要望を受けてということで御説明があったかと思うんですけども、県議会からの要望で、工事の総額が増えるわけでもないのに一部であれ指名競争入札をかなり復活させようというのは、逆に言えば、当初制度改革を始めた時に、条件付一般競争入札を主流の入札方式として採用していきましょうという制度の根本に対して、私は逆行しているのではないかと単純に思うんです。県議会は談合問題が発生した時に、県議会としての自浄能力を発揮できないから、この委員会で制度設計をしようということでこの委員会が始まったにも関わらず、状況が経済的におかしいとか、建設業者が倒産しているという状況が変わってきたから、自浄能力をあなた方が発揮しないさいと言ながら、ここでまた流れに逆行させて指名競争入札を導入するということ自体、非常に反発を買うことだと個人的には思います。

【清水委員長】

ほかの方の御意見をお聞きしたいと思いますけれども。

【常松委員】

昨年10月から一般競争入札を250万円を超える工事に設定したという段階で、これは方向的には正しかったと思うんですが、やはり金額的なものからみると、私はもう少し高くて良かったのではないかと思っております。と言いますのは、全国知事会においては設定金額を1000万円以上ということにしておりまし、また、250万から1000万の間につきましては、談合的な動きというものについてはあるとは思いますけれども、それほど大きな意味での談合を構成するというような面での流れはあり得ないのではないかと思ってます。大きな談合防止という面から考えるとすれば、金額的に多少上に上げても良いのではないかという面で、そういう面から250万を超える工事という点で1000万未満という点で考えていくというのも、ある程度試行としてやむを得ないのかなと考えております。

【清水委員長】

小川さんから資料が出てまして、これに基づいて小川さんから御意見を伺いたいと思います。

【小川委員】

去年の12月に国土交通省、総務省、財務省が入札契約適正化法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）に基づく実施状況調査の結果というすばらしいデータがネット上で発表されているのを見たものですから、この中にいろいろな要素が入っておりまして、今回の一般競争入札の下限金額の一覧も出ておりました。膨大な資料なものですからそれを整理したものを自分なりに作ってみました。1枚目の19年度都道府県の下限金額、県の方でも作っていただきましたけれども、19年度ですと250万円以上が5件、1000万が9県ということで、250万、1000万、5000万、この辺が多いんですが、20年度になりますと、20年度にこうなりますという県も含めますと、250万と1000万のところが圧倒的に多くなっています、それから2枚目が政令指定都市、政令指定都市の中でも250万、1000万、どちらかというと1000万ですかね。それから人口5万人以上の市を見た場合も、250万以上が64市、1000万が66市ということで、その辺の金額が下限になっているところが多いようです。それで市の方が20年度がどうなるかという表まで作る時間がなかったんですが、ちょっとピックアップしてみると、19年度から20年度に250万に下限を設定し直すところが

15市、宝塚市などは現在2億円のところがいきなり250万に変更になるとか、それから1000万に変更になるところが、全部で520ある市の中で13、例えば豊田市は現在下限を1億円以上に設定しているところを20年度には4000万、21年度は1000万という風に、やはり1000万に変更する方向が強いのかなと見受けられます。なぜこの金額を設定しているのかなと思いまして、一番最後のところに下限金額を設定した根拠は何かと自分なりに調べたんですけども、250万が皆さん御存知のように地方自治法に基づいたもので、1000万が全国知事会のガイドラインに基づいているということなんですが、それ以外のものが明確に見当たらなくて、参考となるのが建設業法にあるいろいろな許可の要件だとか、現場の技術者が必要だとか、特定の許可だとかこういったものを参考にしているのかなと推測すれども思われました。やはり何を基にこの金額を決めたのかなというのが、工事に参加される業者さんの非常に注目するところでありますので、地方自治法という法律に定まっていれば仕方がないんですけども、全国知事会が1000万と決めたのは何を基に決めたのか私も探してみたんですけども、説明文がなかったのでわからなかつたんですが、業者さんたちからすれば、逆に建設業法で3000万と言えば特定の許可がないと参加できないんだからと言わればそうかなと納得する部分もあるんですけども、そういうものがある程度考慮された上で、検討するべきかなと。あと、こうやって表を作つてみると、あまりにも下限の金額がまちまちなものですから、この辺も考慮すべきかなと思うんで、参考までに作つてみました。それから、指名競争に移行するということは、私も1年間いろいろ見てきましたけれども、制限付きの一般競争入札になって参加している業者さんの顔ぶれを見てみると、やはり金額が少ないと地域性が強い方々が参加されておられるんですね。会津の工事ですと、その会津の周辺の方が参加しておられる。元々指名されていた業者さんとそんに変わらない状況が多いように見受けられます。少額な工事ですと、先ほど御説明ありましたように、地域性とか、生活に密着したものが多いで、早く着工して早く地域の方々が十分に使えるような利便性とかそういうものを配慮すると、指名競争を防止策を作つた上でやるということは私は良いのではないかと思います。今回の苦情を見ても生活に関連していろいろなものがあるので、早くやってほしいという要望も多いようですので、こういったことを総合的に考えれば、少額の工事で試行するということは、私は賛成いたします。

【清水委員長】

ありがとうございました。小川さんからは、貴重な資料をいただきました。

それでこれを見ますと、一般競争入札の下限金額で250万円に線を引いている県が19年度は5件、これが20年度には12件に増える予定であると、2倍以上に増えると、その中に和歌山県と宮崎県が入つてます。知事が逮捕された3県のうち2県が20年度から250万円、宮崎県は4000万円以上だったのがそれなります。それから、和歌山県は5000万以上を250万円までに落とすということでありますので、一般競争入札を強化するという方向でまだ流れは続いていると私は思います。そういう中で、昨年はかなりラディカルな改革で先頭を切ったかのような福島県が、早々と方向転換するという印象は拭えないと思います。議会の意見というものもありつつも、こういう全国的な動きの中での新たな方針の提起というのは、やはり議会も当局の方も冷静に見ていただきたいと思います。それがこの資料を見た時の私の印象です。

ほかにどうでしょうか。まだ御発言なつてない方。賛否両論出ておりますが。

【安齋委員】

これまで何回か申し上げたかと思うんですが、これを検証委員会で検討した時は、最終的には5対1で指名競争入札は全廃という形で決まったんですが、その中で私が大反対したのは、指名競争入札の制度があるんだからこれは残すべきだと。結果的には運用が悪かったんだからそこだけ直せばいいんじゃないかと。具体的に金額ということで、その時のランクで申し上げたのは、1つは3000万で切つたらどうかと。検証委員会の時は17年度のデータを基に検証を始めたんですけども、3000万ですと件数でいうと22%、金額でいうと68%、7割カバーできると。仮にこれを1000万円に下げたとしても件数で54%、金額で91%カバーできるから十分じゃないかと。あと残りの10%でたとえ5%落札率が上下したとしても、さほど影響がないんじゃないかということで、事務効率も含めて私は指名競争入札を残すべきだと言つたんですけども、最後は5対1で私が負けて決定しました。そのあと、清水先生の方からもとにかくやってみましょうと。やつた結果考えましょうという話もありました。しかし、5対1と言ひなが

ら、あれが福島県の入札改革のシンボルになっておりますので、決まったものをそう簡単に変えるのもちょっとどうかなと。我々の監視委員会という立場もございますので。ただ、今回の事務局の提案を見て、私が原案出てくるまでいくつか考えていたのは、金額が1000万なら全国知事会のガイドラインに沿うものなので問題なかろうかなと。問題は試行の期間が半年なら私は反対しようと考えていたんですが、ここに明確に1年間と示されている。去年の10月から完全実施しているので、4月から試行期間を1年間ということであれば、合わせて1年半だけは入札改革の根本は守られる。その上でくまでも今やっているのは試行ですので、試行の結果がどうなるかについては、今のところ考えてないんじょ。試行をやって例えば全面展開するというのは今は考えてないんじょ。試行は試行ということであれば、様子をみてもいいんじゃないかなと。というのは、理由の中で、事務局は正直だから、議会の各会派から要望があったというのが一番の理由だと思います。2番目の地域住民の要請云々というのは、私はそんな大きな問題ではないと思ってたんです。それでデータを集めてくれと言ったら15件あって、その中で災害が5件あるから実質10件未満じゃないかということあります。ただ、我々考えなければならないのは、2番目の理由、応札者がないケース又は入札参加者が1者、前回清水先生が入札参加者が3者以下のケースが増えているという指摘をしてますので、これについては何らかの手立てを打たなければならないだろうなと。ただ、指名競争入札をやればこれが解決するという問題ではないけれども、これに関しては我々相当注意を払わなければならないだろうと。要は談合ができなければ良いわけです。そういうことであるならば、こういう条件であれば私は1回試行をやってみて、結果を見て、あとでまた1年後に判断するという方法もあるのではなかろうかと思っております。

【岩渕委員】

1ページの理由の②なんですけれども、全然納得ができる理由とはなっておりません。これはまるで談合しろと言っているような理由が付いているだけだと思ってますから、この問題は別に指名競争入札になったから解決する問題ではないと思ってます。従いまして、②というのはまったく理由にならなくて、談合させてくれということを言ってるだけの話になっちゃうんで、本当はこういう理由でやりますというのはおかしい。方策もずっと見てますけれども、これがどの程度効果があるのかははっきり言ってどうなのかなという気がしてます。うまくいくのかいかないのかわかりませんけれども、ただ、試行でやってみたいということだから特に反対するという気はありませんけれども、実際はこういう風に政治的判断で1回決めたということをすぐ変えるということは非常に問題ではないかと思ってます。

【杉山委員】

私も指名競争入札試行の理由でここに挙げられていることを非常に疑問視しています。談合廃止をするために18年の12月からやって、今度は19年4月から一般競争入札、それで20年4月からは総合評価方式ということに段階的になっていたはずなのが、ここに来て指名競争入札を試行するという自体に非常に抵抗を感じます。ただ、試行だからやむを得ないこととして私は了解します。ただ、一般競争入札になった経緯が公共工事に対して平成17年の4月に品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）ができて、どんどん総合評価方式に向いているのにも関わらず、逆行しているような形になるのは非常に残念だというのが私の感想です。

【松野委員】

委員の皆さんのお意見は本当にごもっともな意見ばかりだと思っております。ただ、確かにこの委員会としての面子だとか手続だとか今までの歴史とかを考えれば、今岩渕先生、杉山先生、委員長も含めて、おっしゃったことはまったくそのとおりだと思うんですが、一步前進二歩後退という言葉もありますとおり、福島県は全国に先駆けて一步踏み出しているわけです。それは二歩も三歩もほかの県に先んじているんだと思うんです。ただ、やはりこここの理由にも書いてありますとおり、県議会の3つの会派から云々ということにとらわれてしまいと、ちょっと目が眩んでしまうところがあるんですが、先ほど県御当局から御説明ありましたとおり、我々倒産という現実から目を反らすことはできないんだと思うんです。昨年度の企業倒産、業種別で見ると建設業が47件で全体の約3分の1を占めている云々ということははっきりと書かれているわけです。やはり我々県民としてまず考えなければならないことは、県御当局と同じですけれども、建設業の方々が今後生き残りを賭けていろいろ御努力をなさっているんだと思うんですが、こう

いう企業倒産という最悪の事態に陥る原因は、私個人的には入札制度改革にはないと思っております。すべての社会を取り巻く環境、とりわけ公共事業の激減、もう3分の1にも減っているということ、またそういう体質に甘んじてきた業界そのものも責任はあるんだと思うんですが、ただ、我々企業倒産という現実に一番今立ち往生している建設業の方々に、我々入札制度等監視委員会の一員として、それならどういう手を差し伸べることができるのか、我々に現時点で具体的に何ができるのかということを考えた時に、今までの手続云々ということを抜きにしまして、やはりできることはすべてやろうと。県御当局から今提示していただいた試行で、時代に逆行する形にはなりますけれども、あくまでも一歩後退二歩前進の考え方で、指名競争入札を試行して、効果が上がるようだったらそれに戻してもいいんじゃないかというくらいの覚悟で考えていく必要があるんじゃないかと思うんです。それでないと、現時点での厳しい状況をクリアしてくことはできないんじゃないかと思うんです。ただ、あくまでも冒頭から申し上げているとおり、この入札制度を変えて、また元に戻したとしても、現状はなかなか抜本的な解決にはならない。これは業者の方々御自身で考えていただかなければならないことでしょうし、県御当局も大きな話になりますが考えていかなければならない。原因は入札制度にはないということは一貫して申し上げたいと思っております。

【森岡委員】

やはり1つの制度が施行されれば、それに対して検証しなければならないし、それに基づいて修正していくという姿勢が大事だと思います。そもそも県議会の3つの会派からということがクローズアップされていると思うんですけども、それが県民の大多数の声であるならば、やはりそれは真摯に耳を傾けなければいけないんじゃないだろうかという風にそこの取り方を変えてみて、そして試行ということであればそれにチャレンジしてみる。どこかで問題があれば、それを監視するのも当委員会の大きな役割なのかなと感じます。

【羽田委員】

入札制度等監視委員会としては、この間改革を進めてきましたから、いろいろな意味で県民からも業界からも監視委員会がんばっているねという評価をいただいていると思うんです。そういう状況の中で、逆行するような形で指名競争入札の試行ということが提案されたんですが、私はもう少し試行の理由について、発注者である県が主体的な方針なり考えなりを示してほしいなと思うんです。背景には県議会なりいろいろあるんでしょうけれども、やっぱり1年後には試行をどうするんだという判断が出てくるわけなんです。その時のことを考えると、試行に当たって業界に対するメッセージなり、県民に対するメッセージなり、発注者としてのメッセージがこの理由では届かないんじゃないのかなと。決断をするわけですから、もう少し明確なメッセージがほしいなという思いであります。しかし、現実的に県の行政というのは地域振興もあるし、景気対策もあるし、それから業界の育成とかいろんな任務があるわけですから、そのことを少し自信を持っていただいて明確なメッセージを出してほしいなと私は思います。

【杉山委員】

松野委員がおっしゃったように結局入札が影響しているとは思っておりません。先ほど県議会3つの会派から要望があったその件についても私は方向が違うんじゃないかと県側にお願いしたい。今世の中こんな状況の中で企業努力をしていない、それで苦しいからといって入札方式を変える、試行するということでは全面的解決にならない。一番今建設業者のみならず事業者は資金繰りが苦しいわけです。資金繰りが苦しいのを一時的にどうするのかということを考えてやっていただかないと、そこまで私どもは言う必要はないんですけども、私はそういう風に感じているんです。今企業努力をしていないところは、間違いなく置いていかれます。先ほど小川委員がおっしゃったように、これ以上やったら赤字が続くから企業閉鎖するというのも企業努力なんです。ですから、そういったことをやらないと、これからは到底生き残れないと思います。余談ですけれども、私はつい最近、本業は建築の建設会社なんだけれども、下水道本管の工事をやっているというのを見ました。まったくやったことがないけど許可は取っているので、やったことはなくても企業努力によって何とかしてやろうとしているというのがはっきり見えました。大変な努力をしているなと思いながら工事箇所を通りましたけれど、別のところに行ったら、また同じようにやっている。そういう企業努力をしているということを、是非県側にはこの入札方式だけにとらわれないで、景気が悪かったらどうするのかという御指導もしていただきたいという

のが私からの一言です。

【安齋委員】

前の検証委員会の報告書の終わりのところに、「諸制度の運用に当たっては、不断の見直しを行い、社会情勢に合った制度となるよう改善を努めるとともに、情報公開を一層推進して」云々と書いていたんですが、これが森岡委員言われたように、1つの見直しの時期なのかなと思いますけれども、では、事務局に聞きますけれども、議会の要請ということなんですが、2月議会は何日から始まるんですか。

【入札改革参事】

19日です。

【安齋委員】

今日は議論百出しておりますので、もし、皆さんの日程がどうかわかりませんけれども、19日までの間で日程が可能ならば、もう一度再審議するという手もあるのかなと思うんですが。というのは、資料は事前には配付されましたけれど、いろんな条件設定についてもう一度検討してみて、その上で慎重審議した方がいいのかなと思います。

【清水委員長】

一通り御意見を伺いましたが、試行であればやってもいいのではないかという御意見と、それは納得できないという意見と両方あります。私の意見はこれまで度々申し上げておりますので、繰り返しになりますけれども、ああいう大きな事件があって、入札改革を大胆にやったわけです。それに伴つていろんなひずみというか、摩擦というかが発生するだろうというようなことは、予想されていたわけです。現実に改革した後、その動きを見ながら必要な改革を積み重ねていくという方向を出していったわけです。その時に250万円という線を引いて指名を止めたという前提の上でいろんな問題を解決する道を模索しているわけです。総合評価方式とか最低制限価格とかいろんな手立てを講じて少しでも良い業界にとって良い結果に繋がるようなそういう入札改革を工夫してきたんだと思うんです。しかし、指名を復活するという方法を避けながら、可能なやり方を選択してきたんだと思うんです。指名を一部復活するという形で、何だったんだというむなしさを私は感じるを得ないと思います。もう少しそういう努力を重ねていった方が良かったのではないかと思う次第です。業界が苦しいというのはよくわかります。ただ、何人の委員から出ておりますように、これは入札制度改革のせいなのかというのには多分に疑問がありまして、仮に入札制度を手直しして落札率を上げても、工事の総額が変わらない限りは、工事の数が減るですから、競争が激化するんです。そういうことを考えても、入札制度を手直しすれば業界が楽になるというのは私は誤解だと思ってます。ただ、業界再編の形がどうなるのかというのの大変気になるところであって、倒産や廃業の状況は引き続き見ていかなければならぬと思っている次第です。

ところで、私は今回当局側が指名制度の一部復活を試行でという形であっても提起してきた理由は、あくまでも議会だと思います。住民の苦情というのはあまり説得力がないんです。待ってくださいと言えばそれで済むことだと思ってます。しかし、度々当局の方から言われているとおり議会の3会派は同じように口を揃えてこういうことを出してきたというのは、大変重いということだと思うんです。それが最大の理由だと思います。私どもとしても、県会議員さんは皆さん選挙で選ばれた方々ですから、間接的には県民の声だということになろうかとは思います。ただ、こういう風に第3者委員会を特に設けた理由というものもあるわけです。それは江川さんがおっしゃったとおりだと思うんです。だから、第3者委員会の権限と議会の権限のバランスの取り方というのは大変難しい問題だと思っておりまして、率直に言って、我々の任命権者であるところの知事がこうすべきだとはつきりお考えであれば、この委員会としては、これを敢えてひっくり返すのは難しいであろうと思ってます。ただその場合でも、議会がこういう風に言ったから、議会の方が立場が上なので「はい。わかりました。」というのはあまりにも芸のない話であって、私は羽田さんのおっしゃった意見に大変共感しました。試行というのであれば、試行してどう判断するんだということを明確にしておくべきだと思います。そうでないとズルズルッといってしまう可能性があるんです。試行した結果どうであったかということをチェックした上で、やはりこれはやるべきではないという判断の余地があるとしておく必要があると思うんです。今ここでこれで結構だというのは少し早急なのかなと思います。それで今日来ておられない北川さんと田

崎さんの意見も聞いてみたいと思いますし、今日出席の委員の中でも意見が割れていますので、もう少し当局の側としてチェックポイントは何なのかということを整理していただきたい。議会が言っているからしようがないというのでは主体性がないと思うので、行政としてどう考えているのか、知事としてどういう風にお考えなのかということを私は聞きたいと思います。結論的には安齋さん御提案のとおり継続審議にしてもう少し詰めたいなど。私としては問題の整理をした上でどういう形でこの委員会の意見を知事に提出するか、場合によっては意見書のようなものを用意するというようなこともあり得るのではないかと思います。無条件に結構だとはしにくいなというのが私の意見ですけれどもどうですか。

【安齋委員】

具体的に皆さんの日程を調整しましょう。

【清水委員長】

日程調整は事務的にやりますか。

【安齋委員】

今決めた方がいいでしょう。

【清水委員長】

この場ですか。

県の方もそれでもいいですか。

【入札改革参事】

はい。

【清水委員長】

継続審議でもう1回やるということでいいですか。

議会の前にやらなければならないという理由はあるわけですか。

【総務部長】

それはあります。県議会の方に示さなければなりませんので。本議会で結論を出すようにという強い指示がありますので、是非お願いしたいと思います。

【松野委員】

全員が集まる必要はないんじゃないですか。ここに出席されている方の意見は出し尽くされたと思いますので、あとは北川委員と田崎委員の御意見をお伺いすれば。

【清水委員長】

扱いについてやっぱりきちんと議論したいと思うんです。

19日以前であれば私が空いているのは18日だけです。

(委員間で日程調整。再度18日午後に委員会を行い、時間はおって事務局で調整することになった。)

【羽田委員】

18日こうやって集まつても長時間掛かるような気がするので、委員長のところで素案を作つてそれを審議して判断するということにしてはどうかと思いますが。例えば付帯意見書を添付するというような方向性で進めていただた方が、まったく何もない中で議論すると時間が掛かりますので。

【清水委員長】

何も準備しないで会議を再開しても埒が明かないと思いますので、何らかの形を提案しますから。

【羽田委員】

出席できない委員の方も文章的に入れてほしいのがあれば委員長にお伝えするとか、事前に委員長の方で一汗も二汗もお願いしたいと思います。

【清水委員長】

今日のところはまだ結論が出てないという扱いで、ちょっと扱いを検討させてください。

大体以上ですが、ほかに何か審議する必要があることがありましたら。

(特になし)

それではこれで会議を終わりましょう。

【入札改革主幹】

事務局から御連絡だけお願いします。

まず、羽田委員から御質問ありました、働きかけの記録の取扱いについて他の任命権者の状況ということでございますが、議会、教育委員会、人事委員会において制定済みです。あと、公安委員会は未制定、監査委員は未確認ということありました。

それから、2月18日の委員会の次の日程につきまして、先にいただきました皆様の日程で調整させていただいた結果、3月27日午前9時から場所は本庁舎5階にあります正庁でお願いしたいと思っております。3月の案件といたしましては、前回抽出のテーマを選定していただきました抽出案件について御審議をしていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、以上をもちまして第8回入札制度等監視委員会を閉会とさせていただきます。本日は長時間に渡りどうもありがとうございました。